

第1回横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会

平成17年7月27日（水）午後2時30分～
横浜市こころの健康相談センター7階研修室

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
衛生局保健部福祉保健連携等担当部長
- 3 委員紹介
- 4 議事
 - (1) 委員長及び副委員長の選出
 - (2) 委員会の公開について
 - (3) 指定管理者公募要項について
 - (4) 指定管理者申請書類様式集について
 - (5) 指定管理者選定評価採点表について
 - (6) その他
- 5 閉会

第1回横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会

配 付 資 料

- 資料1 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会委員名簿
- 資料2 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱
- 資料3 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者公募要項（案）
- 資料4 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者申請書類様式集（案）
- 資料5 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価採点表（案）
- 参考資料1 横浜市精神障害者生活支援センター条例
- 参考資料2 横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則
- 参考資料3 横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱
- 参考資料4 横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定に関する要綱

資料 1

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会委員名簿

任期 平成18年12月26日まで

菊地綾子 委員	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 事務局長
桑原寛 委員	神奈川県立精神保健福祉センター 所長
助川征雄 委員	学識経験者（田園調布学園大学 人間福祉学科 学科長・教授）
日浦美智江 委員	社会福祉法人 訪問の家 理事長
米倉令二 委員	横浜市精神障害者家族会連合会 副会長

資料 2

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会の 組織及び運営に関する要綱

制定 平成16年12月16日 衛精第754号（局長決裁）

改正 平成17年7月7日 衛精第309号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を公正かつ適正に実施するため、横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の指定に関する要綱第3条第2項に基づき設置する横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 委員会は、センターの指定管理者の選定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 選定基準に関すること。
- (2) 公募要項に関すること。
- (3) 指定管理者にしようとするもの及び次点者の選定に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、5名の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、衛生局長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係団体に所属する者

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、衛生局長から委嘱された日から2年とする。なお、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開及び選定結果等の公表)

第7条 会議は公開とする。ただし、委員会が必要と認める場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 委員会は、選定の経過及び結果並びに会議の議事録を速やかに公表するものとする。

(禁止事項)

第8条 委員は、直接又は間接に利害関係がある案件については会議の議事に参加してはならない。

2 委員は、直接間接を問わず、指定管理者の指定を受けようとするものの申請に関与してはならない。また、委員が申請に関与したことが判明した場合は、委員会は委員が関与したものの申請を選考対象外とする。

3 委員その他会議に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(事務局の設置)

第9条 委員会の事務局は、衛生局保健部精神保健福祉課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年12月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年7月27日から施行する。

資料 3

横浜市精神障害者生活支援センター

指定管理者 公募要項

(案)

平成 17 年 7 月

横浜市衛生局

目 次

1 公募の趣旨	・・・ 1 頁
2 公募の概要	
(1) 公募対象施設の名称及び所在地	・・・ 1 頁
(2) 指定期間	・・・ 1 頁
(3) 公募を行う者	・・・ 1 頁
(4) 指定管理者の公募及び選定の方式	・・・ 2 頁
(5) 選定結果等の公表及び通知	・・・ 2 頁
(6) 仮協定及び協定の締結	・・・ 2 頁
(7) 問い合わせ先	・・・ 2 頁
3 公募対象施設の概要	
(1) 施設の設置目的	・・・ 2 頁
(2) 施設が提供するサービスの内容	・・・ 3 頁
(3) 施設の概要	・・・ 3 頁
(4) 施設の利用実績	・・・ 4 頁
4 指定管理者が行う業務の範囲	
(1) 施設の運営に関する業務	・・・ 5 頁
(2) 施設の管理に関する業務	・・・ 5 頁
(3) その他の業務	・・・ 5 頁
5 経理に関する事項	
(1) 管理費用の支払い	・・・ 5 頁
(2) 管理口座	・・・ 5 頁
(3) 横浜市が負担する管理費用	・・・ 5 頁
6 指定管理者の公募に関する事項	
(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール	・・・ 6 頁
(2) 指定管理者の公募手続き	・・・ 6 頁
7 応募に関する事項	
(1) 応募資格	・・・ 8 頁
(2) 応募書類	・・・ 9 頁
(3) 留意事項	・・・ 10 頁

8	審査及び選定に関する事項	
(1)	審査方法	・・・10頁
(2)	横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会	・・・10頁
(3)	応募内容の評価	・・・11頁
(4)	評価項目	・・・12頁
9	協定に関する事項	
(1)	基本的な考え方	・・・15頁
(2)	協定内容	・・・15頁
10	事業報告及び事業評価等に関する事項	
(1)	事業実施報告書（月報）の提出	・・・15頁
(2)	事業評価及び自己評価の実施	・・・15頁
(3)	業務の基準が低下した場合の措置	・・・15頁
11	関係法令等の遵守	
(1)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	・・・16頁
(2)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則	・・・16頁
(3)	精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準	・・・16頁
(4)	地方自治法	・・・17頁
(5)	横浜市個人情報保護に関する条例	・・・17頁
12	引継業務	・・・18頁
13	その他	
(1)	利用料等について	・・・18頁
(2)	事業の継続が困難となった場合の措置	・・・19頁
(3)	協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置	・・・19頁

1 公募の趣旨

横浜市精神障害者生活支援センター条例に基づいて設置している精神障害者生活支援センター4施設については、現在、公設民営型による管理運営業務を行っていますが、平成18年4月から指定管理者制度への移行を行うにあたり、新たに、それぞれの施設の管理運営に取り組む意欲のある非営利法人を公募します。

<参考：根拠法令等>

・地方自治法第244条の2（第1項、第2項省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

・横浜市精神障害者生活支援センター条例
(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(1)～(3) 省略

2 公募の概要

(1) 公募対象施設の名称及び所在地（既設4施設）

①横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター

神奈川区反町1-8-4

②横浜市港南区精神障害者生活支援センター

港南区港南4-2-7

③横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター

保土ヶ谷区川辺町5-11

④横浜市栄区精神障害者生活支援センター

栄区小菅ヶ谷3-32-12

(2) 指定期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）

(3) 公募を行う者

横浜市衛生局長 岸本 孝男

(4) 指定管理者の公募及び選定の方式

公募型プロポーザル方式により審査を行い、公募対象施設4施設の指定管理者に指定しようとするもの（以下、「被選定者」という。）及び次点者をそれぞれ選定します。

選定にあたり、「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の指定に関する要綱」に基づき、「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会」を設置します。

なお、公募対象施設1施設につき5団体以上の応募があった場合には、選定委員会を開催し、書類審査により、4団体以内に選考することがあります。

(5) 選定結果等の公表及び通知

選定の経過及び結果（応募団体ごとの評価点数及びその内訳等）並びに会議の議事録は、横浜市衛生局ホームページへの掲載等により公表します。

また、選定結果は、応募団体に通知します。

* 横浜市衛生局ホームページ [指定管理者公募（予定）施設一覧]

http://www.city.yokohama.jp/me/eisei/shitei_kanri/index.html

(6) 仮協定及び協定の締結

被選定者の選定後に、横浜市と被選定者は協議を行い、仮協定を締結します。被選定者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行います。

また、議会の議決により被選定者が指定管理者として指定された後に、協定を締結します。

(7) 問い合わせ先

横浜市衛生局保健部精神保健福祉課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

電話：045(671)3821 ファックス：045(681)2533

電子メール：ei-center-boshu@city.yokohama.jp

3 公募対象施設の概要

(1) 施設の設置目的

精神障害者生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る施設として、「横浜市精神障害者生活支援センター条例」に基づき設置されています。

(2) 施設が提供するサービスの内容（横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱第4条）

項 目	内 容
日常生活支援	生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別具体的な援助
相談等	電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導
生活情報の提供	住宅、就労、公共サービス等の情報提供
地域交流の促進	レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流を図るための場の提供
その他	地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

(3) 施設の概要

①横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター（平成11年5月開所）

所在地	横浜市神奈川区反町1-8-4（はーと友神奈川内）
敷地面積	1,196.08㎡
構造規模	鉄筋コンクリート造 4階建の4階部分
延床面積	690.12㎡ * 共用部分200.02㎡を含む。（全体：2,568.00㎡）
諸 室	相談室、静養室、交流室、談話室、食堂、集会室、調理室、浴室、洗面所、事務室等
併設施設	神奈川区休日急患診療所、神奈川区福祉保健活動拠点、反町福祉機器支援センター、反町地域ケアプラザ(分室)

②横浜市港南区精神障害者生活支援センター（平成14年4月開所）

所在地	横浜市港南区港南4-2-7
敷地面積	1,700.01㎡
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建の3階部分
延床面積	499.97㎡ * 共用部分81.42㎡を含む。（全体：1,719.42㎡）
諸 室	相談室、静養室、交流室、談話室、食堂、集会室、調理室、浴室、洗面所、事務室等
併設施設	港南中央地域ケアプラザ

③横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター（平成15年2月開所）

所在地	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11（かるがも内）
敷地面積	1,673.67㎡
構造規模	鉄筋コンクリート造 4階建の4階部分
延床面積	572.14㎡ * 共用部分110.34㎡を含む。（全体：2,656.18㎡）
諸室	相談室、静養室、交流室、談話室、食堂、集会室、調理室、浴室、洗面所、事務室等
併設施設	星川地域ケアプラザ、ふれあいショップ、保土ヶ谷区福祉保健活動拠点、保土ヶ谷区生涯学習支援センター

④横浜市栄区精神障害者生活支援センター（平成13年1月開所）

所在地	横浜市栄区小菅ヶ谷3-32-12
敷地面積	2,175.27㎡
構造規模	鉄筋コンクリート造 2階建の2階部分
延床面積	571.70㎡ * 共用部分105.43㎡を含む。（全体：1,828.85㎡）
諸室	相談室、静養室、交流室、談話室、食堂、集会室、調理室、浴室、洗面所、事務室等
併設施設	小菅ヶ谷地域ケアプラザ

(4) 施設の利用実績（平成16年度）

※利用者数は、来館者と電話相談者の合計

利用実績	神奈川区センター	港南区センター	保土ヶ谷区センター	栄区センター
開所日数(日) a	353	353	353	353
利用者数(人) b	28,378	20,183	27,537	13,667
1日平均利用者(人) b/a	80.4	57.2	78.0	38.7
登録者数(人) 17年3月末	632	532	678	320
延べ日常生活相談者数(人)	12,338	8,985	12,064	5,470
電話相談(人)	11,129	7,956	10,335	5,042
面接相談(人)	1,209	1,029	1,729	428
食事サービス(人)	8,336	4,296	9,280	3,003
入浴サービス(人)	3,710	890	579	241
インターネットサービス(人)	321	108	99	54
洗濯サービス(人)	—	220	186	23
自主事業(回)	205	221	166	290
延べ参加者数(人)	2,927	1,781	2,306	5,984

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業
- イ 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供
- ウ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
- エ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
- オ 地域における精神障害者との交流の機会の提供
- カ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
- キ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 施設の管理に関する業務

- ア 保守管理業務
- イ 環境維持管理業務

(3) その他の業務

- ア 事業計画書及び予算見積書の作成
- イ 事業報告書及び収支決算書の作成
- ウ 区役所及び地域関係団体との連携・調整業務
- エ 自己評価の実施
- オ その他日常業務の調整等

5 経理に関する事項

(1) 管理費用の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

なお、支払時期や方法は協定で定めます。

(2) 管理口座

管理費用は、生活支援センター専用の独立した口座で管理してください。

(3) 横浜市が負担する管理費用

管理費用の額については、指定管理者から提出される予算見積書を基に、予算の範囲内で協議を行います。

- ア 人件費（施設長1名、常勤職員3名、非常勤職員3名、無休化対応アルバイト1名、調

理アルバイト、嘱託医)

イ 施設管理費（光熱水費、保守管理業務及び環境維持管理業務に係る費用等）

ウ 運営費（旅費、一般物品費、印刷製本費、修繕費、役務費、借料借費、備品費、施設賠償保険、雑費等）

6 指定管理者の公募に関する事項

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは、次のとおり予定しています。

平成17年7月27日(水) 午後2時30分～ 平成17年8月1日(月)～8月23日(火)	第1回選定委員会 公募の周知及び公募要項の配付 (ホームページ等に掲載)
平成17年8月24日(水)	公募説明会の開催
平成17年8月25日(木)	現地説明会の開催
平成17年8月24日(水)～8月29日(月)	質問書の受付
平成17年9月1日(木) 発送予定	質問書の回答
平成17年9月5日(月)～9月9日(金)	応募書類の受付
平成17年9月中旬	第2回選定委員会 (プレゼンテーション及びヒアリングの実施 を含む)
平成17年10月上旬	第3回選定委員会 (被選定者及び次点者の決定)
平成17年10月上旬	選定結果の公表
平成17年10月上旬	選定結果の通知
平成17年10月中旬	仮協定の締結
平成17年12月	指定管理者の指定(議会の議決)
平成18年1月	協定の締結
平成18年4月1日	指定管理者による管理運営の開始

* 公募対象施設1施設につき5団体以上の応募があった場合には、第2回選定委員会の前に、4団体以内に選定するための選定委員会を別途開催することがあります。

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 公募の周知及び公募要項の配付

精神障害者生活支援センター既設4施設の指定管理者の公募について、横浜市衛生局のホームページに掲載し、周知します。

* 横浜市衛生局ホームページ [指定管理者公募 (予定) 施設一覧]

http://www.city.yokohama.jp/me/eisei/shitei_kanri/index.html

また、公募要項を次のとおり配付します。

配付期間： 平成17年8月1日(月)～平成17年8月23日(火)

配付時間： 平日 午前9時～午後5時

配付場所： こころの健康相談センター6階

(横浜市中区尾上町3-39 尾上町ビル6階)

* 公募要項は、横浜市衛生局ホームページからダウンロードできます。

* 応募予定者は必ず「公募説明会」に御参加ください。

イ 公募説明会の開催

公募要項に関する説明会を次のとおり開催します。

公募説明会申込書(申請書類様式14)に必要事項を記入し、ファックスまたは電子メール(添付)により参加申し込みをしてください。応募予定者は必ず御参加ください。

開催日時： 平成17年8月24日(水) 午後2時～午後3時

開催場所： こころの健康相談センター7階

(横浜市中区尾上町3-39 尾上町ビル7階)

参加人数： 各団体3名以内とします。

申込先： 問い合わせ先に同じ

ウ 現地説明会の開催

精神障害者生活支援センター既設4施設について現地説明会を次のとおり開催します。

公募説明会において参加申し込みをしてください。

開催日時： 平成17年8月25日(木) 午後1時～午後4時

開催場所： 公募対象施設(既設4施設)

エ 公募要項に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間： 平成17年8月24日(火)午前9時～平成17年8月29日(月)午後5時

受付方法： 質問書(申請書類様式15)に記入し、ファックスまたは電子メール(添付)により送付してください。

オ 公募要項に関する質問への回答

質問に対する回答は、質問者及び公募説明会に参加した団体に対し、ファックスまたは電子メールにより送付（平成17年9月1日（木）を予定）します。

カ 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間： 平成17年9月5日（月）～平成17年9月9日（金）

受付時間： 午前9時～午後5時

受付方法： 衛生局保健部精神保健福祉課に直接、御持参ください。持参以外の方法による受付は行いません。

受付場所： こころの健康相談センター6階
（横浜市中区尾上町3-39 尾上町ビル6階）

キ プレゼンテーション及びヒアリングの実施（公開）

プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施します。

実施日時： 平成17年9月中旬

実施場所： こころの健康相談センター7階（予定）
（横浜市中区尾上町3-39 尾上町ビル7階）

※ 実施方法などの詳細につきましては、別途通知します。

7 応募に関する事項

(1) 応募資格

「横浜市の精神障害者生活支援センター条例施行規則」の規定に基づき、次に掲げる者となります。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

エ 民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する社団法人及び財団法人

なお、次に該当する者は、応募することはできません。

a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

b 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

c 選定委員が経営または運営に直接関与している者

<参考：根拠法令等>

・地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 応募書類

応募書類は次のとおりです。各7部（原本1部、コピー6部）提出してください。

ア 指定申請書（横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則別記様式）

イ 指定申請書添付書類

- ・ 事業計画書（申請書類様式2）
- ・ 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類
- ・ 法人の登記簿謄本
- ・ 指定申請書を提出する日の属する事業年度（平成17年度）の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度（平成16年度）の収支決算書及び事業報告書
- ・ 当該精神障害者生活支援センターの管理に関する収支予算書（申請書類様式13）

ウ その他の必要書類

- ・ 法人概要（申請書類様式1）
- ・ 監査結果報告書等過去3年間（平成14・15・16年度）における監査結果が分かる書類

- ・ 過去3年間の貸借対照表
- ・ 過去3年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

(3) 留意事項

ア 失格となる事項

応募団体が次の事項に該当した場合には、失格になることがあります。

- (7) 公募要項の内容を遵守しない場合
- (4) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (ウ) 本件応募に関して、選定委員会委員への接触を行った場合

イ 重複応募の禁止

公募対象施設1施設につき1件の応募ができるものとします。

公募対象施設4施設のそれぞれについて応募することは可能ですが、同一施設について複数の応募はできません。

ウ 応募内容の変更の禁止

応募書類の受付後にその内容を変更することはできません。

エ 応募書類の取り扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず、返却しません。

なお、応募書類は「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の対象になるとともに、横浜市は、公表する場合など必要と認めるときは、応募書類の全部または一部を使用できるものとします。

オ 応募の辞退

応募書類の受付後に辞退する場合は、辞退届（申請書類様式16）を提出してください。

カ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募団体の負担とします。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定は、次に示す5人の選定委員により行い、選定委員が応募内容を審査して点数化し、その総合得点の最も高い応募者を被選定者として選定します。

(2) 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会

ア 委員会の役割

指定管理者の指定のため、応募者からの提出書類について審査するとともに、プレゼンテーション及びヒアリング並びに書類審査を行い、被選定者及び次点者を選定します。

イ 選定委員（50音順・敬称略）

菊地 綾子	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 事務局長
桑原 寛	神奈川県立精神保健福祉センター 所長
助川 征雄	田園調布学園大学 人間福祉学科 学科長・教授
日浦 美智江	社会福祉法人 訪問の家 理事長
米倉 令二	横浜市精神障害者家族会連合会 副会長

(3) 応募内容の評価

審査における評価項目と評価配分は以下のとおりです。

評 価 項 目		評価配分	
関連する状況とに	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営実績・事業実績について ・地域における協働・連携の実績について ・事故対策、緊急時対策等の安全管理について ・個人情報管理に関する取り組みについて ・団体の経営状況について 	全体の %	
事業計画に関すること	事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の施策と生活支援センターとの関連性について ・生活支援センターが地域で果たす役割と機能について ・「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針について 	全体の %
	事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施について ・入浴、食事その他のサービスの提供について ・日常生活に関する相談及び情報の提供について ・地域における自主的な活動に対する支援について ・地域における交流の機会の提供について ・家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援について ・その他生活支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業について 	全体の %
	施設運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間及び休館日の設定について ・職員の勤務体制と組織図について ・配置する職員の資格と業務分担及び研修計画について ・収支予算計画について 	全体の %

(4) 評価項目

ア 運営状況に関すること

管理運営を継続的かつ安定して行う能力を有しているかどうかを評価します。

応募団体の経営状況や運営状況のほか、地域との協働・連携の実績を示してください。また、安全管理に関する取り組みや個人情報保護の管理に関する取り組みのほか、過去3年間における監査状況などについても併せて示してください。

安全管理や個人情報の保護等に関して規程等を定めている場合（予定を含む）は、添付してください。

- ・ 精神保健医療福祉関連施設の運営実績及び社会福祉事業等の実績について（申請書類様式1ほか）
- ・ 地域における協働・連携の実績について（申請書類様式3）
- ・ 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理について（申請書類様式4）
- ・ 個人情報管理に関する取り組みについて（申請書類様式5）

イ 事業計画に関すること

(7) 事業実施方針

横浜市の施策や方針を踏まえて、精神障害者生活支援センターが地域において果たす役割や発揮すべき機能、在宅精神障害者の地域生活支援の取り組み方針等について、団体の考え方を示してください。

また、指定管理者制度の趣旨である「利用者のサービス向上」、「効率的運営」に関する取り組み方針について示してください。

- ・ 横浜市の施策と生活支援センターとの関連性について（申請書類様式6）
- ・ 生活支援センターが地域で果たす役割と機能について（申請書類様式7）
- ・ 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針について（申請書類様式8）

(イ) 事業実施計画

事業実施方針を踏まえて、公募要項の4の(1)で示した業務をどのように展開していくのか、事業の内容や取り組み、アイデアや提案を具体的に示してください。

- ・ 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業（申請書類様式9-1）
- ・ 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供（申請書類様式9-1）
- ・ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供（申請書類様式9-1）
- ・ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援（申請書類様式9-2）
- ・ 地域における精神障害者との交流の機会の提供（申請書類様式9-2）
- ・ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援（申請

書類様式 9-2)

- ・ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業(申請書類様式 9-3)

(ウ) 施設運営計画

a 開館時間及び休館日の設定に関する提案

横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則では、午前9時から午後9時までを開館時間としていますが、弾力的な運用等に関する提案があれば、具体的に示してください。ただし、1日あたり12時間を超えて開館する場合の経費は、指定管理者の負担となります。

また、月1回の休館日を設けていますが、休館日に関する提案があれば、具体的に示してください。

開館時間及び休館日の設定に関して、必要に応じて、条例施行規則を改正することを検討します。

- ・ 開館時間及び休館日の設定について (申請書類様式10)

b 職員の勤務体制と組織図

精神障害者生活支援センターを運営するための職員の勤務体制と組織図を示してください。また、配置職員の雇用関係(確定していない場合は現時点での想定)、勤務体制(勤務シフト等による勤務時間や休日の設定など)を示してください。

併せて、組織運営に関して工夫することがあれば、それも示してください。

なお、本市が負担する管理費用の職員数については本要項の5の(3)のとおりです。また、職員の資格要件については「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」(平成12年厚生省令第87号)第17条を遵守してください。

- ・ 職員の勤務体制と組織図について (申請書類様式11)

<参考：根拠法令等>

- ・ 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 (平成12年厚生省令第87号)

第17条 施設長は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、施設を運営する能力を有すると認められるものでなければならない

2 精神障害者社会復帰指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

二 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業した者又は同

法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したものの

四 前二号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

c 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

配置する職員について、資格、経歴、経験年数などを示してください。

なお、今回の応募時点で、既に配置を予定している具体的な人材がいる場合には、具体的な経歴、資格などを記載し、未定の場合には、採用条件（資格、経歴、経験年数）などを記載してください。

併せて、各職員の業務分担（業務内容）を示してください。また、職員の資質向上のための研修計画がありましたら、お示してください。

- ・ 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画について（申請書類様式12）

d 収支予算計画

管理運営を行う場合の収支予算書（単年度）を示してください。

管理費用の効率的な執行に努める必要がありますが、最も低い予算額を提示した応募団体が必ずしも評価が高いということにはなりませんので、御留意ください。

- ・ 収支予算書（申請書類様式13）

予算額は、次に示す各施設ごとの平成17年度予算額を上限とします。

(参考) 平成17年度予算額（本市が負担する管理費用—本公募要項5(3)参照)

①神奈川区生活支援センター 51,803千円

内訳（人件費 40,622千円、施設管理費 7,453千円、運営費 3,728千円）

②港南区生活支援センター 50,096千円

内訳（人件費 40,622千円、施設管理費 5,746千円、運営費 3,728千円）

③保土ヶ谷区生活支援センター 48,695千円

内訳（人件費 40,622千円、施設管理費 4,345千円、運営費 3,728千円）

④栄区生活支援センター 49,180千円

内訳（人件費 40,622千円、施設管理費 4,830千円、運営費 3,728千円）

9 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

被選定者の選定後、市は被選定者との協議を踏まえ仮協定を締結します。

その後、議会の議決をもって被選定者を指定管理者に指定するとともに、協定を締結する予定です。なお、協定の発効は平成18年4月1日とします。

(2) 協定内容

- ア 指定期間に関する事項
- イ 横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条第3項の事業計画書に記載された事項
- ウ 本市が負担する管理費用に関する事項
- エ 指定管理者が作成する書類に関する事項
- オ 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- カ 個人情報保護に関する事項
- キ 事業評価及び事業報告に関する事項
- ク 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 協定内容の変更に関する事項
- コ 損害賠償に関する事項
- サ 緊急時の対応に関する事項
- シ その他必要な事項

10 事業報告及び事業評価等に関する事項

指定期間中に事業報告及び事業評価等を実施します。

(1) 事業実施報告書（月報）の提出

指定管理者は、「横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱」に基づき、事業実施報告書を毎月衛生局長あて提出するものとします。

(2) 事業評価及び自己評価の実施

衛生局長は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、事業評価を行います。また、指定管理者は運営管理実績の自己評価を行い、市に提出します。

なお、評価項目や実施方法については、協定で定めるものとします。

(3) 業務の基準が低下した場合の措置

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、是正勧告

を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

11 関係法令等の遵守

業務を遂行するうえで関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

「横浜市精神障害者生活支援センター条例」及び「同条例施行規則」のほか、特に次の法令等に御留意ください。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

<第50条の2の2> (秘密保持義務)

精神障害者地域生活支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない

<第50条の2第6項> (精神障害者社会復帰施設の種類)

1 精神障害者地域生活支援センターは、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、第49条第1項の規定による助言を行い、併せて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

<第33条>

法第50条の2第6項の厚生労働省令で定める援助は、次のとおりとする。

- 1 調理、掃除その他の自立した生活を営むための日常生活上の世話
- 2 自主的な活動、地域及び家族との交流等の機会の提供
- 3 住居、就業その他の日常生活に必要な情報の提供

(3) 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年3月31日厚生省令第87号)

<第39条> (設備の基準)

精神障害者地域生活支援センターには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 相談室
- 二 静養室
- 三 談話室
- 四 食堂
- 五 調理場
- 六 地域交流活動室兼訓練室
- 七 便所
- 八 洗面所
- 九 事務室

2 前項各号に掲げる設備のうち、同項第2号の静養室にあつては同項第1号の相談室と、同項第4号の食堂にあつては同項第3号の談話室とそれぞれ兼ねることができる。

<第40条> (職員の配置の基準)

精神障害者地域生活支援センターには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長 1
- 二 精神保健福祉士 1以上
- 三 精神障害者社会復帰指導員 3以上

2 前項各号に掲げる職員は、常勤でなければならない。ただし、精神障害者社会復帰指導員のうち2人は、非常勤とすることができる。

<第41条> (事業計画等)

精神障害者地域生活支援センターは、年間及び月間の事業計画を定めなければならない。

2 精神障害者地域生活支援センターは、職員の勤務時間を調整すること等により、適切な処遇を行うことができるよう努めなければならない。

<第42条> (利用者の登録)

精神障害者地域生活支援センターは、利用者に対し、当該施設の利用に当たって、あらかじめ利用の登録をさせなければならない。ただし、利用者の意思に反して登録を強制してはならない。

<第43条> (準用)

第17条から第20条まで及び第22条の規定は、精神障害者地域生活支援センターについて準用する。

(4) 地方自治法

<第244条第2項及び第3項> (公の施設)

2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない

(5) 横浜市個人情報の保護に関する条例

<第17条> (受託者等の義務等)

実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者(地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理に関する業務を行わせる指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を含む。)は受託した事務(指定管理者に行わせる公の施設の管理に関する業務を含む。以下「個人情報に係る受託事務」という。)を行う場合において、第14条第1項の個人情報を

保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報に係る受託事務に従事している者若しくは従事していた者又はこれら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

12 引継業務

協定発効までの期間における引継業務として、概ね次の業務を行っていただきます。詳細については、被選定者に提示します。

- (1) 管理受託者からの引継業務
- (2) 事業計画書作成業務
- (3) 区役所及び地域関係団体との連携・調整業務

※ 指定管理者が、現在の管理運営を行う者と異なる場合は、指定管理者による管理運営開始の3か月前から引継準備のために職員3名分を配置し、開所1か月前からは職員7名分を配置して、円滑に運営主体の移行が実施できるよう引継業務を実施します。

管理費用の額については、予算の範囲内で指定管理者と協議します。

13 その他

- (1) 利用料等について

横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱により、センターの利用は無料とします。

ただし、食事・入浴・洗濯・インターネットのサービスについては、実費相当分を利用者負担とします。

<横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱>

第12条 センターの利用は無料とする。ただし、センターが提供する実費相当分負担を伴うサービスについては、別表2に掲げる金額を利用者に負担させるものとする。

3 別表2に掲げるサービスのうち、食事サービスを除いた利用者負担金は、同年度の光熱水費などのセンター運営費に充当するものとする。

別表2

センター提供サービス	利用者負担金	備 考
食事サービス	1食500円以下	利用者負担金額は、各センターで必要な額を定める 利用者負担金は全額食材等に充てる
入浴サービス	1回100円	石鹸、シャンプーは利用者負担とする
洗濯サービス	1回100円	洗剤は利用者負担とする
インターネットサービス	10分10円	利用時間は1人連続2時間までとする

- * 食事サービスとは、夕食を提供するサービスであり、利用者自らが食材の買出しや調理補助などに参加することもあります。
- * 入浴サービスとは、浴室（個室）を使用していただくもので、石鹸・シャンプー・タオル等は利用者に持参していただきます。また、入浴介助はしていません。
- * 洗濯サービスは、洗濯機及び乾燥機を使用していただくもので、洗剤は利用者を持参していただきます。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、横浜市は指定の取消をすることができるものとします。その場合は、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、この場合においても、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく、生活支援センターの業務を遂行できるよう、引き継ぎを確実に行うものとします。

イ 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

また、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、この場合においても、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく、生活支援センターの業務を遂行できるよう、引き継ぎを確実に行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点者と協定締結について協議を行うことがあります。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置については、横浜市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

横浜市精神障害者生活支援センター
指定管理者
申請書類 様式集
(案)

平成 17 年 7 月
横浜市衛生局

目 次

(横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則別記様式)	指定申請書
(様式1)	法人概要
(様式2)	事業計画書
(様式3)	地域における協働・連携の実績
(様式4)	利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理
(様式5)	個人情報管理に関する取り組み
(様式6)	横浜市の施策と生活支援センターとの関連性
(様式7)	生活支援センターが地域で果たす役割と機能
(様式8)	「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針
(様式9)	具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）
(様式10)	開館時間及び休館日の設定
(様式11)	職員の勤務体制と組織図
(様式12)	配置する職員の資格と業務分担及び研修計画
(様式13)	収支予算書
(様式14)	公募説明会参加申込書
(様式15)	質問書
(様式16)	辞退届

別記様式（第5条第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

次の精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

横浜市 精神障害者生活支援センター

（注意）申請に際しては、次の書類を添付ください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(様式1)

法人概要

(平成17年7月現在)

ふりがな 法人名				
所在地	〒	電話番号		
代表者	FAX番号			
設立年月日	年 月			
沿革				
業務内容				
主な実績				
財政状況 (過去3 年間につ いて記入 してくだ さい。)	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累積損益			
応募に関する担当連絡先				
ふりがな 氏 名	電話番号			
部署・職名	FAX番号			

(様式2)

事業計画書

年 月 日

横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

1 事業計画

(1) 事業運営状況

- ア 地域における協働・連携の実績(様式3)
- イ 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理(様式4)
- ウ 個人情報管理に関する取り組み(様式5)

(2) 事業実施方針

- ア 横浜市の施策と生活支援センターとの関連性(様式6)
- イ 生活支援センターが地域で果たす役割と機能(様式7)
- ウ 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針(様式8)

(3) 具体的事業実施方針(各業務の概要と取り組み方)(様式9)

(4) 施設運営に関する計画

- ア 開館時間及び休館日の設定(様式10)
- イ 職員の勤務体制と組織図(様式11)
- ウ 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画(様式12)
- エ 収支予算書(様式13)

(様式3)

地域における協働・連携の実績

法人名

利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

※要綱等制定されているものがあれば応募書類に添付してください。

法人名

個人情報管理に関する取り組み

※要綱等制定されているものがあれば応募書類に添付してください。

法人名

(様式6)

横浜市の施策と生活支援センターとの関連性

法人名

(様式7)

生活支援センターが地域で果たす役割と機能

法人名

(様式8)

「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針

法人名

具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）

<① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施>

→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。

<② 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供>

→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。

<③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供>

→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。

法人名

具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）

<④ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援>

→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。

<⑤ 地域における精神障害者との交流の機会の提供>

→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。

<⑥ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援>

→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。

法人名

具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）

<⑦ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業>

→ 考えられる事業内容や取り組み方のアイデアを具体的に示してください。

法人名

開館時間及び休館日の設定

法人名

職員の勤務体制と組織図

法人名

配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

法人名	

(様式13)

収支予算書

(単位：千円)

【収入】

科目	金額	内 訳
指定管理料		
合 計		

【支出】

科目	金額	内 訳
人 件 費		
施 設 管 理 費		予算額は、募集要項に記載された各施設ごとの平成17年度予算額を上限とします。
運 営 費		
合 計		

法人名	
-----	--

※ なお、この様式13については、様式13に準じた書類の提出でも構いません。

(様式14)

公募説明会参加申込書

平成 年 月 日

法人名

所在地

担当者氏名

所属・職名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の公募説明会への参加を、次のとおり申し込みます。

法人名	
参加者氏名	

質 問 書

平成 年 月 日

法人名

所在地

担当者氏名

所属・職名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者公募要項について、次のとおり質問事項を提出します。

質問内容

項目	
内容	

注：質問事項は、本様式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。

(様式16)

辞 退 届

年 月 日

横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者の提案を辞退します。

担当者連絡先

氏 名			
所 属 職 名			
電 話 番 号		FAX 番 号	

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価採点表（案）

5段階評価 ・非常に優れている 5 ・優れている 4 ・どちらでもない 3 ・劣っている 2 ・非常に劣っている 1

評価項目		主な判断材料	評価	係数	配点	評価の視点	
事業運営状況に関すること (28)	1 精神保健医療福祉関連施設の運営実績について	様式1 定款・寄付行為	5	0.8	4	・精神保健医療福祉関連施設を設置しているか。 ・良好な運営実績があるか。	
	2 社会福祉事業等の実績について	前事業年度の事業報告書	5	0.8	4	・福祉保健サービス事業の経験があるか。 ・良好な運営実績があるか。	
	3 地域における協働・連携の実績について	様式3	5	0.8	4	・地域の関係機関・団体等との連絡会等を設置しているか。 ・行事等を通じて、地域と協働・連携を図っているか。	
	4 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理について	様式4	5	1.0	5	・マニュアルや要綱等を作成しているか。 ・マニュアルや要綱等の適正な運用がなされているか。	
	5 個人情報管理に関する取り組みについて	様式5	5	1.0	5	・個人情報の保護に関し規則等が制定されているか。 ・職員研修等を行って、周知を図っているか。	
	6 団体の経営状況について	監査結果報告書 前事業年度の収支計算書	5	1.2	6	・団体の経営状況が良好であるか。 ・監査結果に関して、過去3年間において重大な指摘事項がないか。また、指摘事項に対して、迅速に改善に取り組んだか。	
事業計画に関すること (72)	事業実施方針 (15)	1 横浜市の施策と生活支援センターとの関連性について	様式6	5	1.0	5	・横浜市障害者プラン等とセンターの関連性を十分に理解しているか。
		2 生活支援センターが地域で果たす役割と機能について	様式7	5	1.0	5	・地域の状況を把握し、地域に果たす役割について、優れた認識を持っているか。 ・区等との連携について、具体的な考え方が示されているか。
		3 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針について	様式8	5	1.0	5	・利用者のサービス向上に努めようとする姿勢が十分にあるか。 ・限られた財源を効率的に執行しようとしているか。
	具体的事業実施方針 (35)	1 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施について	様式9-1	5	1.4	7	・考えられる業務内容や取組みについて、アイデアが積極的かつ具体的に示されているか。
		2 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供について	様式9-1	5	0.6	3	・提案内容が具体的に示されているか。 ・利用者の立場に立ったサービス内容が示されているか。
		3 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供について	様式9-1	5	1.4	7	・提案内容が具体的に示されているか。 ・十分な相談体制が採られているか。
		4 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援について	様式9-2	5	1.0	5	・提案内容が利用者のニーズを反映しているか。 ・利用者の自主的な活動を促す工夫がなされているか。
		5 地域における精神障害者との交流の機会の提供について	様式9-2	5	1.0	5	・提案内容が具体的に示されているか。 ・交流の機会が多様かつ継続的に示されているか。
		6 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援について	様式9-2	5	1.0	5	・提案内容が具体的に示されているか。 ・相談の機会が十分に設けられているか。 ・交流が継続的に行われる内容となっているか。
		7 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業について	様式9-3	5	0.6	3	・提案内容が具体的に示されているか。 ・地域特性を反映した、独自性のある内容となっているか。
	施設運営に関する計画 (22)	1 開館時間及び休館日の設定について	様式10	5	0.6	3	・提案内容が地域特性を活かしたものとなっているか。
		2 職員の勤務体制と組織図について	様式11	5	1.0	5	・提案内容が具体的かつ実現可能なものとなっているか。 ・業務が効率的に運営できるものとなっているか。
		3 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画について	様式12	5	1.2	6	・施設運営の経験がある有資格者が適切に配置されているか。 ・業務分担が具体的に示されているか。 ・職員の資質向上に向けた具体的な取り組みが示されているか。
4 収支予算計画について		様式13	5	1.6	8	・提案内容と整合性がとれた計画となっているか。 ・無理が無く、効率的な業務運営が出来る収支予算計画となっているか。 ・積算根拠が明確に示されているか。	
合計					100		

↑
評価点合計

横浜市精神障害者生活支援センター条例

制 定 平成11年 3月25日 条例第21号

最近改正 平成16年12月24日 条例第72号

(設置)

第1条 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、横浜市に精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供
- (2) 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供
- (3) 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
- (4) 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
- (5) 地域における精神障害者との交流の機会の提供
- (6) 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
- (7) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の制限)

第4条 センターは、次のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 営利のみを目的として利用するとき。
- (3) その他センターの管理上の支障があるとき。

(指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則

で定める。

附 則

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条の規定によりその管理に関する事務を委託している精神障害者生活支援センターについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた精神障害者生活支援センターについて指定管理者（地方自治法（昭和22年法第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定する場合は、この条例による改正後の横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条第5項の例により、当該精神障害者生活支援センターの管理に関する事務を受託しているものを指定管理者として指定することができる。

別表（第1条第2項）

名 称	位 置
横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター	横浜市神奈川区
横浜市港南区精神障害者生活支援センター	横浜市港南区
横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	横浜市保土ヶ谷区
横浜市緑区精神障害者生活支援センター	横浜市緑区
横浜市栄区精神障害者生活支援センター	横浜市栄区

横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則

制 定 平成11年4月30日規則第50号

最近改正 平成16年12月24日規則第107号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横浜市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。

- (1) 横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター 第1月曜日
- (2) 横浜市栄区精神障害者生活支援センター 第2月曜日
- (3) 横浜市港南区精神障害者生活支援センター 第3月曜日
- (4) 横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター 第4月曜日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の公募)

第4条 条例第5条第2項の規定による指定管理者の公募（以下「公募」という。）は、次に掲げる者を対象として行うものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する社団法人及び財団法人

2 市長は、公募を行うに当たっては、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該センターの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、衛生局長が定める。

附 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年2月2日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱

最近改正 平成17年2月7日 衛精第867号（局長決裁）

（目的）

第1条 この事業は、精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）において、精神障害者の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図ることを目的とする。

（設置及び実施主体）

第2条 センターの設置及び実施主体は、横浜市とする。ただし、運営については、横浜市精神障害者生活支援センター条例（以下「条例」という。）第5条に基づき、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ）に行わせることができるものとする。

（利用対象者）

第3条 この事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する在宅の精神障害者であって、福祉・保健等に関する相談、援助を必要とする者
- (2) 精神障害に関する福祉・保健等の活動に関心があり、この場を利用してこれらの活動を行おうとする者

（事業内容）

第4条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 日常生活の支援
生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助
- (2) 相談等
電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導
- (3) 生活情報の提供
住宅、就労、公共サービス等の情報提供
- (4) 地域交流の促進
レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供
- (5) その他
地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

（利用手続）

第5条 センターを継続して利用しようとする者は、生活支援センター利用登録書（様式第1号）により、申し込むものとする。

ただし、登録外の利用者についても、条例第4条に該当する場合を除き、その利用の制限はしないものとする。

(運営)

第6条 センターの運営は、次のとおり行うものとする。

- (1) 指定管理者は、センターの事業を効果的に実施するため、行政機関、福祉・保健・医療の関係者等と連携し、利用者の需要把握や情報の収集・提供に努めるものとする。
- (2) 指定管理者は、精神障害者に対する理解を深めるため、センターの事業を公開するとともに地域住民等と連携して地域との交流に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- (3) 横浜市は、この事業に従事する職員に対する研修等の充実に努め、指定管理者はその職員に対して積極的に研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めるものとする。
- (4) 指定管理者は、食事・入浴等の実費相当分の負担を伴うサービスとその他の事業に係る経理を明確に区分する。
- (5) その他運営に関する詳細な事項については、別に定める。

(指定管理者の指定等)

第7条 第2条にある指定管理者の指定手続きについては、条例等の規定に基づき実施していくものとする。

2 局長は、指定管理者との間で協定書を締結する。

(運営連絡会の設置)

第8条 センターは、第1条の目的を達成するために、地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表、社会復帰施設等の関係者及び行政機関等で構成する生活支援センター運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会の事務局は、センターに置く。

(書類の整備)

第9条 センターには、業務日誌、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(職員の配置)

第10条 センターには、運営に必要な職員を別表1の基準により配置するものとする。

(報告)

第11条 指定管理者は、前月の事業実施状況を「事業実施報告書」（様式第2号）により、毎月10日までに衛生局長に報告する。

(利用者の負担)

第12条 センターの利用は無料とする。ただし、センターが提供する実費相当分負担を伴うサービスについては、別表2に掲げる金額を利用者に負担させるものとする。

2 別表2に掲げるサービスのうち、食事サービスを除いた利用者負担金は、同年度の光熱水費などのセンター運営費に充当するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱第2条の規定によりその運営に関する事務を委託している精神障害者生活支援センターについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

(様式第1号)

継続利用申込書 (個人)

登録カード番号 _____

①申込み日／継続利用開始日	年 月 日
②利用する理由	イブニングサービス利用／仲間づくり／休日に過ごす場 相談したいことがある／情報収集 その他 ()
③利用者氏名	
④生年月日・年齢	昭和・平成 年 月 日 (歳)
⑤現住所	市 区
	電話番号
⑥緊急連絡先	(続柄)
	電話番号
⑦勤務先	
⑧通所先	
⑨通院先	

別表 1

職 種	員 数	備 考
センター長	1 人	
精神科ソーシャルワーカー	6 人	常勤 3 人 非常勤 3 人
嘱託医	1 人	月 4 回

別表2

センター提供サービス	利用者負担金	備 考
食事サービス	1食 500円以下	利用者負担金額は、各生活支援センターで必要な額を定める 利用者負担金は全額食材等に当てる
入浴サービス	1回 100円	石鹸、シャンプーは利用者負担とする
洗濯サービス	1回 100円	洗剤は利用者負担とする
インターネットサービス	10分 10円	利用時間は1人連続2時間までとする

横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成16年12月16日 衛精第754号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条に定める横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を公正かつ適正に実施するための必要な手続き等について定める。

（募集）

第2条 衛生局長（以下「局長」という。）は、指定管理者を公募する場合には、次に掲げる事項を明示しなければならない。ただし、横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条第5項に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 指定手続きに係る事項
- (2) 指定期間に係る事項
- (3) センター概要に係る事項
- (4) 業務の範囲に係る事項
- (5) 管理の基準に係る事項
- (6) 協定及び評価等に係る事項
- (7) その他必要な事項

（選定方法及び指定基準）

第3条 局長は、横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則第5条の指定申請書を提出したもののうちから、次に掲げる指定基準に照らし、センターの管理を行うに最も適当と認めるものを指定管理者にしようとするもの（以下「被選定者」という。）として選定する。

- (1) センターの設置目的を最も効果的に達成することができることと認められること
 - (2) センター管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること
 - (3) センター利用者に対して公平な対応ができると認められること
- 2 局長は、前項の選定にあたっては、横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の意見を聴くものとする。
- 3 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(選定結果の通知)

第4条 局長は、第3条の規定による選定を行った場合は、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(協定の締結)

第5条 指定管理者の指定を受けたものは、局長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 横浜市精神障害者生活支援センター条例第5条第3項の事業計画書に記載された事項
- (3) 本市が負担する管理費用に関する事項
- (4) 指定管理者が作成する書類に関する事項
- (5) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (6) 個人情報保護に関する事項
- (7) 事業評価及び事業報告に関する事項
- (8) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 協定内容の変更に関する事項
- (10) 損害賠償に関する事項
- (11) その他必要な事項

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年12月27日から施行する。